

広島県告示第四百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十二年五月十七日

広島県知事 湯崎英彦

病院又は診療所

名称	新	所在地	自立支援医療の種類	標ぼう している 診療科名	指定自立支援医療を 主として担 当する医師 又は歯科医 師の氏名	変更 年月日
	旧	所在地				
医療法人永 和会松永駅 前クリニック	福山市松永 町四丁目九 一七	福山市今津 町三一六	精神通院医 療	精神科	下永 和洋	平成二二年 四月一日